



2016年第3回定例会 (2016年9月13日)

加藤なを子議員の代表質問と答弁

* 一問一答形式に編集

(文責：日本共産党神奈川県議団)

加藤議員：私は、日本共産党神奈川県議団を代表して通告に従い、知事並びに県警察本部長に質問させていただきます。

「県立津久井やまゆり園での殺傷事件について」

質問の第1は 県立津久井やまゆり園での殺傷事件と障害者福祉についてです。

まず事件についての知事の受けとめと今後に向けた決意についてです。

7月26日、相模原市緑区にある県立障がい者施設・津久井やまゆり園に元職員が侵入して利用者19人が亡くなり、27人が負傷されるという凄惨な殺傷事件が発生しました。

亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、心身に深い傷を負われた方々に、お見舞いを申し上げます。

この事件は、障がい者への差別意識を不当に募らせた末のヘイトクライム(憎悪犯罪)であり、絶対に許せないものです。生きる価値のない人間はいません。社会全体として、このようなことは許さないという決意を示し、毅然とした対応をとることが必要です。その意味では、事件が発生した県の知事として、強いメッセージを社会に発信することはきわめて重要であると考えます。

同時に、今回の事件は今の日本社会のあり方に根深く存在している問題に通じているものとして真摯に受けとめ、障害者福祉の充実へ真剣に取り組むことが求められているのではないのでしょうか。障がい者への虐待の実態、経済的な困難、社会の障がい者に対する認識の不十分さ、障がい者本人と家族などの支援者が置かれている厳しい状況、財源保障や職員配置など障害者施設の支援体制の不十分さ、障がい者福祉の現場で働く職員の低賃金、人材育成と確保の困難など、事件の背景にはさまざまな問題があります。それらを見据え、県として解決に向けて力を尽くすべきです。さらにその決意を知事として示すことが

求められています。

そこで、この事件についてどうとらえ今後どのように取り組んでいくのか知事の決意をうかがいます。

黒岩知事：津久井やまゆり園での殺傷事件と障害者福祉について何点かお尋ねがありました。まず事件に対する受け止めと、今後に向けた決意についてです。この事件は県の指定管理施設である県立の障がい者施設、津久井やまゆり園において施設の利用者など 46 人が刺傷するという極めて凄惨な事件であり、強い憤り、悲しみを禁じえません。私からは事件当日、県民のみなさまへコメントを発表し、また、かなチャンTVにおいて共に生きる社会神奈川の実現を強力に推進していくとのメッセージも発信いたしました。更に事件から1か月後のコメントや県のたより9月号においても障がい者の理解促進に向けたメッセージを掲載しており、今後も様々な媒体を活用して発信し続けていきます。そして今後2度とこうしたことがおこらないよう、指定管理者であるかながわ共同会や関係機関と連携しながら外部の有識者による検証委員会において徹底的な事件の検証を行い、全力を挙げて再発防止策に取り組んでまいります。

加藤議員：次に神奈川県警の対応についてです。

今回の凄惨な事件を、未然に防ぐことはできなかったのか、関係者の対応を検証することが求められています。神奈川県と指定管理者との情報共有のあり方など、重要な問題がいくつかありますが、ここでは、特に神奈川県警察、県警の対応にしばって、具体的にうかがいます。私たちは、少なくとも次の2つの点について、不十分な点があったのではないかと疑問を持っています。

一つは、容疑者が衆院議長公邸に持参した、犯行予告ともとれる手紙の内容について、津久井やまゆり園にきちんと伝えられていなかったのではないかと、という点です。

9月2日に開催された県議会厚生常任委員会の質疑のなかで、参考人として出席された『かながわ共同会』理事が、県警から伝えられたのは「ある議員のところに手紙を持って行った」「自分の思うとおりにならなかったら危害を加える」という内容であり、そのなかで津久井やまゆり園を名指ししていた、ということだけだったと答弁しました。そして「報道で、手紙の内容と同じかたちで犯行が実行されたことを知り、衝撃を受けた」とも述べました。

この答弁を踏まえると、「夜間に事件をおこす」「結束バンドで職員の動きを

封じる」など、報道で伝えられているような具体的な内容は伝えられていなかったことがうかがえます。そうであるなら、津久井やまゆり園や『かながわ共同会』は、危機意識を十分に持ち得なかったのではないのでしょうか。このことは、その後の対応、津久井やまゆり園としての防犯対策のあり方、指定管理者として神奈川県に報告や相談をするかどうか、といったことにも影響する重要な要素と考えます。

そこで、容疑者が衆院議長公邸に持参したという手紙の内容は、どのように、どこまで津久井やまゆり園に伝えられたのか、事実経過の詳細について具体的にうかがうとともに、県警の津久井やまゆり園への情報伝達のあり方として、不十分さがあつた、反省すべき点があると考えているのか、県警察本部長の認識と見解をうかがいます。

加藤議員：さらに、津久井やまゆり園への指導・助言は適切であつたのか、という点です。

津久井やまゆり園は、防犯対策について県警の指導を受け、映像記録用の防犯カメラ16台の設置と110番特定通報システムへの登録という2つの対策を実施したとのことですが、警察が指導したことは十分機能しなかつたのではないかと推察されます。

こうした防犯対策について、『かながわ共同会』理事は、「警察の指導しか、すぎるものがなかつた」「警察の言うとおりにしていれば大丈夫、と考えて対応してきた」「警察に言われたことは精一杯やった」と厚生常任委員会で答弁しました。

そこで、県警として、津久井やまゆり園にたいして防犯対策についてどのような指導・助言をおこなつたのか、事実経過の詳細について具体的にうかがうとともに、不十分さがあつた、反省すべき点がある、と考えているのか、今回の教訓を今後どう活かすのか県警察本部長に伺います。

島根警察本部長：事件に対する県警の対応についてお答えします。警視庁から本件、衆議院議長あての手紙の写しを受領した津久井署員は、津久井やまゆり園に対する、警戒強化の一環として、2月16日同園を訪問の上、関係者に対し被疑者が同園を名指しして、入居者に危害を加える旨が手紙に記載されていることなどを説明し、警察における対応に合わせ、同園においても警戒の態勢を取ってもらうこととしたところであります。具体的には、津久井やまゆり園に

おける、現在の警戒状況を確認した上で、津久井署員から、津久井やまゆり園の関係者に対して、防犯カメラの設置、夜間における警戒の強化、緊急時の110番通報要領、などの防犯指導を行い、また、被疑者の退院後においても、特定通報者登録や防犯カメラ設置の再度の要請を行っております。県警察といたしましては、本件手紙の内容の認知時や被疑者の措置入院先病院からの退院を認知した時点など、それぞれの段階において、状況に応じた必要な措置は取ってきたものと認識しておりますが、多数の方が死傷されたことを重く受け止めています。本件につきましては、現在、犯行に至った経緯を含め、全容解明に向けた捜査を推進しているところであり、捜査結果を踏まえつつ、教訓とすべき事項があれば、今後の警察活動に生かしてまいりたいと考えております。

加藤議員：次に、津久井やまゆり園の再生と運営体制の見直しについてです。

県立津久井やまゆり園は、1964年全国に先駆けて当時の名称では「公立の重度精神薄弱者入所施設」として設置されました。

津久井やまゆり園の再生にむけては、施設の建て替えなどハード面での対応とともに、地域に開かれた施設として、共生社会へと進んでいく地域の拠点施設としてどう再生していくか、が問われています。

そのなかでは、運営体制を見直すことも重要ではないでしょうか。県は津久井やまゆり園を建設するにあたって、地元の方々を職員として採用し、食材・日用品の地元調達を約束し、地域の理解を広げる努力がされてきました。行事などで地元の方々と繋がり、地域の皆さんに温かく見守られる施設に発展していったとお聞きしました。ところが2005年に県として初めてとなる指定管理者制度が津久井やまゆり園に導入されました。経費削減の傾向が強まるなかで、食事の調理が外部委託され、食材の地元調達はその後廃止されてしまいました。

この食材の地元調達は一例ですが、経費削減、効率性優先の傾向を強める指定管理者制度の適用をやめ、県直営に戻すことは、津久井やまゆり園を真に地域に開かれた、共生社会を築いていく拠点施設として再生していく確実な道ではないか、とも考えられます。保健福祉に関わる領域は指定管理者制度にそぐわないと考えます。

そこで、津久井やまゆり園の再生にむけては、施設建物の建て替えとともに、運営体制について見直し、指定管理者制度の適用をやめ県直営に戻すことも含めて、検討すべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：津久井やまゆり園の再生と運営体制の見直しについてです。津久井やまゆり園は平成 17 年度に県立直営の障がい福祉施設に初めて指定管理者制度を導入した施設です。導入にあたっては、利用者への支援を低下させないこと、県立施設としての役割、機能を引き継ぐことを基本に指定管理者を選定し、また利用者への支援の継続性を担保することとしていました。指定管理施設となっている津久井やまゆり園では、法人の創意工夫や柔軟な人員配置による主体的な運営で、利用者へのサービス向上を図っており、利用者のご家族からも大変に評価をいただいています。今後、今回の事件における県や指定管理者の対応につきまして、外部有識者による検証委員会において検証し、必要な改善策を講じてまいります。

加藤議員：次に、秦野精華園のかながわ共同会への移譲見直しについてです。

知的障害者の就労支援のための県立障害者福祉施設である秦野精華園は、民間移譲するという方針により、来年4月から『かながわ共同会』に移譲するとされています。移譲後は、これまで県立施設として県から支払われていた指定管理料・年間2億円が収入として入らなくなり、その分は経営努力、自主事業で対応するとされています。

しかし、譲り受ける側の社会福祉法人『かながわ共同会』には、津久井やまゆり園での事件後の対応で多大な負担がかかっています。そのようななかでは、来年4月移譲という方針をいったん凍結し、見直すべきであり、少なくとも延期する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、秦野精華園の来年4月移譲という方針をいったん凍結し、見直すべきです。少なくとも延期する必要があるのと考えますが県として『かながわ共同会』と協議する考えはないか、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事：秦野精華園のかながわ共同会への移譲の見直しについてです。秦野精華園は平成 25 年度に設置した県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を受けて、県立施設として運営する必要性を見直し、民間社会福祉法人への移譲を検討することとしました。平成 26 年 9 月以降、秦野精華園の利用者、家族への説明を行うとともに、現在の指定管理者であるかながわ共同会と移譲に向けた協議をされてまいりました。その結果、県とかながわ共同会は、平成 28 年 3 月に覚書を締結し、平成 29 年 4 月に同園をかながわ共同会に移譲することと

いたしました。この度の津久井やまゆり園の事件を踏まえ、秦野精華園の円滑な移譲に向けて県とかながわ共同会で十分に協議してまいります。

加藤議員：次に、障がい者福祉充実に向けた具体的な取り組みについてです。

今年の4月から施行された障害者差別解消法は、第17条で、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる、としています。県ではすでに協議会は設置されていますが、さらに障がい者差別禁止条例を制定することが求められています。障がい者差別解消法の付帯決議において可決されているように「横出し」や「上乘せ」した内容を含む、より充実した実効性のあるものとして制定すべきです。制定後は相談窓口の周知を十分行い、虐待と差別の相談窓口を別にせずワンストップの相談窓口にすることも検討すべきです。障害者権利条約も私たちぬきに私たちのことを決めないでと合言葉に制定されました。条例策定には障がい当事者を策定委員に入れ意見をよく聞き、ともに作りあげていくことが大切です。

そこで 知事に伺います。障害者差別解消地域協議会」の設置を踏まえ、障がい当事者や県民の意見を活かした、実効性のある「障がい者差別禁止条例」の制定を行うべきと考えますが見解を伺います。

黒岩知事：次に障がい者福祉充実に向けた具体的な取り組みについてです。まず、障がい者差別解消支援地域協議会の設置を踏まえた今後の取り組みについてです。本県では障がい者差別を解消するための取り組みを行うため、本年8月に障がい者差別解消支援地域協議会を設置いたしました。この協議会では障がい者差別における相談事例についての情報共有や意見交換などを行うこととしており、本年度は県が作成する障がい者差別に関する事例集の内容について、ご意見をいただく予定です。

次に障がい者差別禁止条例の制定についてです。県では今年4月に障がい者差別解消法が施行されたことを受け、障がい者差別を解消するため相談窓口の設置やフォーラムの開催など、必要な施策を実施しているところです。今後こうした取り組みを更に進めるにあたって、どのような方法が最も効果的なのか関係者の皆さまから広くご意見をいただきながら検討してまいります。

「河川の災害対策について」

加藤議員：質問の第2は 河川の災害対策を急ぐことについてです。

深刻化する都市水害の要因は、地球温暖化による局地的集中豪雨の増加や度重なる台風被害、都市化の進展によるピーク流出量の増大など、県内随所で深刻な浸水被害となっています。一刻も早い浸水被害の解消が必要です。

河川の水害対策を県行政の重要な役割として位置づけるべきです。突発的集中豪雨、台風による長時間にわたる雨量などの水害対策を早急に取り組むべきです。藤沢の白旗地区では、境川の増水により床下・床上浸水は繰り返して発生します。被害にあった住民の方々は、雨が降りだすと心配で眠れない。1階の電化製品を含む家財道具はすべて使用できなくなり、家そのものが住めなくなった。今も水がみるみる増してきた恐怖の記憶は甦り不安になる。県は一日も早く河川の整備をしてほしいと訴えが寄せられています。都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）により河川の整備が進められていますが、境川の河川改修総事業費は30年間で1230億円です。毎年40億円の予算が必要ですが、2014年の決算額は17億円、2015年は13億円です。現状のような予算の付け方で予定どおり整備が進むとは到底思えません。とりわけ甚大な被害が予想される境川・引地川について整備目標であるおおむね時間雨量60mm降雨に対応した整備完了を急ぐことが必要です。

そこで、境川及び引地川の整備に関しては、優先度を上げて早急に事業費を増額し災害対策を進めるべきと考えますが知事の見解を伺います。

黒岩知事：河川の災害対策についてお尋ねがありました。県は台風などによる水害に対して県民の命を守ることを最優先に、ハードとソフトの両面から浸水被害対策を進めています。まずハード対策ですが、境川や引地川など都市化の進展が著しい地域を流れる18河川、都市河川重点整備計画、いわゆる新セーフティリバーに位置付け、重点的に予算を配分し整備を進めています。具体的に降った雨を安全に流すために、川幅を広げたり川底を掘り下げる他、川の水を一端溜めて下流の水位を下げる効果のある遊水地など整備を行っています。しかし、河川の整備には多くの費用と長い時間がかかるのでソフト対策として周辺住民の円滑な避難のための浸水想定区域図の策定や、河川監視カメラの設置などに取り組んでいます。今後も境川、引地川についてはハード対策として新セーフティリバーに基づき河川整備を進めるとともに、ソフト対策を充実させ、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

「交差点の安全対策について」

加藤議員：質問の第3は 歩車分離式信号機の設置促進についてです。

交差点の信号システムは、同方向の人と車を同じ青信号で流すため歩行者とりわけ子どもたちが青信号で渡っている最中に車に跳ねられる事故が全国であるとをたちません。本年2月、町田市の交差点で登校途中の小1児童が左折ダンプによって死亡するひき逃げ事故が発生しました。近くに小学校がある交差点でおきています。このような歩行者の接触事故は毎年1万5000件を超えているそうです。同じように青信号の交差点で左折ダンプにより長男の命を奪われ、「命と安全を守る歩車分離信号普及全国連絡会」の長谷さんは、本気で子どもたちを巻き込み事故から守りたいのであれば、交差点を歩車分離に改善すること。車効率より人の命のほうが大切だと発言しています。実は私も娘が幼い時ですが、青信号で横断歩道を歩き始めた時、少し前をスキップしていた娘に右折してきた2トントラックが迫り、次女は車体の横に頭をぶつけ軽傷を負いました。警察官から、もう少し前を歩いていたらタイヤに巻き込まれたといわれました。横断者にとって急に人を見落とし飛び込んでくる車を避けることは容易なことではありません。

信号交差点を渡る人の安全については、子どもたちや視覚障がい者の方などの注意能力を超えた危険です。視覚障がい者の方からは、「ハイブリッド車は静かで横断中近づいてきても気づかず怖い思いをしたことがある。歩車分離信号に変えてほしい」と要望が寄せられています。横断中の巻き込み事故から子どもたち・障がい者を守るためには交差点を歩車分離信号に改善することが必要です。歩車分離信号とは、人が青のとき車は赤、車が青のとき人は赤にする信号の運用です。H14年警察庁交通局交通規制課より、各都道府県警察本部長あてに「歩車分離信号に関する指針の制定」について通達がだされ県もこの指針に基づいて整備を推進しています。全国的にも歩車分離とすることで交差点の事故が減ったと聞いています。とりわけ子どもたちの通学路の安全対策を優先して取り組むことが求められています。

そこで警察本部長に伺います。子どもたちが青信号で横断中に車によって命を奪われることのないように、通学路の信号交差点において歩車分離式信号機

の設置を優先しておこない歩行者の安全確保に取り組むべきと考えますが見解を伺います。

島根警察本部長：歩車分離式信号機の設置促進についてお答えいたします。歩車分離式信号機につきましては、現在、県内の信号機 9515 カ所の内、883 カ所に整備しているところであります。歩車分離式信号機は青信号で横断する歩行者などが車にひかれるという、理不尽な交差点事故を防ぐ上で、大変有効な対策であり、昨年度は県内 12 カ所に整備いたしました。この内、10 カ所の交差点については通学路の安全確保対策として整備したところであります。今後の整備にあたっては、まず第一に、公共施設等の周辺や通学路等で児童・高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があり、かつ整備要望がある交差点を検討箇所といたします。その上で、当該交差点の右左折車両や、横断歩行者の交通量、交通事故の発生状況、及び整備に伴う交通渋滞の状況を厳密に調査し、今後も引き続き、必要な整備を計画的に推進してまいります。

「リニア中央新幹線の見直しを求めよ」

加藤議員：質問の第4は リニア中央新幹線建設計画についてです。

8月2日、臨時閣議で決定された「未来への投資を実現する経済対策」では、リニア中央新幹線建設に財政投融資で3兆円を投入し、大阪までの開業を最大8年前倒しするとしています。

リニア中央新幹線は、巨額の建設費用が見込まれるため、JR東海が手をあげるまで計画路線のまま整備路線への格上げもされず、公的資金で建設する整備新幹線網にも入っていませんでした。

それが認可されたのは、JR東海が「全額自己負担」で建設すると表明したからです。

JR東海は、建設を表明した2007年12月25日、「自己負担を前提に手続き等を進める」と言明しその後も「路線建設について自己負担で進める。経営環境等のリスクには時間軸で対応し、国の資金援助は求めない」と繰り返し表明してきました。

JR東海に建設を命じる交通政策審議会の答申も「JR東海が自己負担で東京・大阪間の整備を行う意思を表明していることを踏まえ」と明記。2014年10

月に行われた工事認可も、JR東海の「自己負担」を大前提に行われたものです。

そこで知事に伺います。今回の財政投入は、公的資金を入れないという大前提をほごにするものであると考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：リニア中央新幹線建設計画についてお尋ねがありました。リニアへの国の財政投入についてです。今回の財政投入融資は、リニア全線の開業を前倒しするために、現在の低金利状況を生かした経済政策として本年8月に閣議決定されたところであり、今後国会において審議がなされていくものと承知しています。

加藤議員：さらにリニア中央新幹線は、2013年9月の記者会見でJR東海の山田佳臣社長が「絶対にペイしない」と認める通り、そもそも採算性のない事業です。建設費だけで9兆円。新幹線の3倍の電力を消費し、維持費も高い。そこに公的資金を投入すれば、結局は国民にツケが回されかねません。

そこでJR東海の「自己負担」の大前提が崩れ、巨額な建設費のツケが国民に押しつけられようとするリニア中央新幹線計画は、白紙撤回を含めた抜本的な見直しをすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：リニア計画の抜本的な見直しについてです。県では総合計画である神奈川グランドデザインの中で、交流と連携を支える鉄道網の整備として、リニアの建設促進を図るとしています。リニアが実現すれば3大都市圏が一体化し、世界からは人、物、情報を引きつけ、世界を先導する巨大都市圏の形成が期待されます。本県においてもビジネスや観光に新たな交流が生まれるなど、神奈川の経済に及ぼす効果は非常に大きいものと認識しており、計画の抜本的な見直しを求める考えはありません。

「米軍基地問題について」

加藤議員：質問の第5は 米軍基地に関する問題についてです。

まず、厚木基地の騒音問題についてです。

全国第2の基地県である神奈川にとって、日本全国にある米軍基地の問題は

常に関心を持っておく必要があります。

現在沖縄では、普天間飛行場の辺野古移設について、政府が強引に建設を押し進めようとしています。また、高江では、ヘリパッドの建設反対の運動に対し、本県含め全国から機動隊を招集し、過剰な警備をしています。

このように政府と米軍の進め方は、住民の声に背を向けるものといわなければなりません。

本県では、厚木基地周辺の空母艦載機の騒音問題がその象徴的なものです。

8月15日終戦記念日は朝7時50分から夜21時まで空母艦載機40機による爆音、さらにお盆の休日の間、また下旬にかけても続き、子どもたちは恐怖におびえ、睡眠も妨害され、会話もできない状況は住民の我慢の限界を超えています。耐え難い爆音に周辺自治体や住民から苦情や強い抗議の声が寄せられています。毎年、本県も空母艦載機の騒音については対策協議会や渉外知事会を通じて国に要望していますが、いっこうになくなる状況ではありません。知事も空母艦載機の騒音について「身の毛もよだつもの」との感想を述べられながら対策の強化を国に求めています。

そこで空母艦載機の騒音問題について、今後もいっそう国に対して取り組みを強めるとともに、空母艦載機の離着陸訓練をやめること、空母の母港を撤回することなど、住民の声に耳を傾けて、国に要望するべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：米軍基地に関する問題について何点かお尋ねがありました。まず、厚木基地の騒音問題への取り組みについてです。厚木基地の騒音問題は、本県の基地対策の重要問題であり、これまでもその抜本的な解決を繰り返し国に求めてきました。この結果、日米両国政府間で空母艦載機の移駐が合意され、現在そのための準備が進められています。今後とも厚木基地周辺の基地関係市の市長や、地元の県議会議員等で構成する、厚木基地騒音対策協議会を通じて、空母艦載機の移駐及び、移駐実現までの間の騒音対策を求め一日も早い騒音問題の解決に向けて取り組んでまいります。尚、空母配備は日米安全保障条約に基づくものであります。

加藤議員：次に、オスプレイの運用についてです。

オスプレイは、2014年に初めて厚木飛行場に飛来し、最近では8月25日から9月10日にかけて厚木基地にいすわりました。

8月30日の新聞報道によると、米海軍の報道担当者が、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機として運用されている現行の輸送機C2 グレイハウンド2機を海軍用のCMV22 オスプレイと交代し、2021～26年の間に日本に配備する見通しを示したとのことでした。

今後、艦載機は山口県岩国基地へ移駐することとなっており、海軍オスプレイも岩国に配備される見込みのようですが、原子力空母が配備されている横須賀との連携や修理機能を考えれば、厚木基地の使用も常態化することが確実です。オスプレイについては、故障や墜落事故などがあり、周辺住民から飛来についての不安の声や配備に反対する声が上がっています。

そこで知事に伺います。オスプレイの配備について、住民の声をしっかり聞き配備を行わないように求める必要があると思います。少なくとも飛来情報をもっと早く提供し、飛来するコースなどの運用についても知らせるように求める必要があると思いますが、見解を伺います。

黒岩知事：オスプレイの運用についてです。オスプレイについてはこれまでも飛来により、これ以上の負担が生じないよう地元に対ししっかりと説明責任を果たすことなどを国に求めてきました。今後とも国の責任において安全性等について丁寧かつ、具体的な説明を行うとともに、運用についても適時適切に情報提供するよう求めていきます。

加藤議員：次に相模総合補給廠の事故を踏まえた日米地位協定の改定についてです。

昨年8月に起きた相模総合補給廠での爆発事故から1年が経過しました。夜の爆発事故で多くの周辺住民を恐怖と不安に陥れました。その後、本県議会でも事故の原因究明と再発防止を求めて国に意見書を出したところでした。

昨年8月27日には、地元の相模原市消防局が米軍側の要請に基づいて原因調査に協力するため職員が、建物の燃え方や残ったボンベなどの状況を調査しました。しかし調査は、このたった1回だけで昨年12月に出された報告も、事故の原因は不明のままでした。

本年7月に知事が会長を務める渉外知事会から国に対し、米軍基地に関連する要望書が提出されています。今年新たな内容として3つの点があげられていますが、そのうちの一つに、「地元に対する情報提供」として、「基地の管理・運用に伴い、基地周辺住民の安全等に影響を及ぼす可能性のある事項に関して

は、速やかに適切な情報提供を行うこと。」というものが新たに追加されました。

これは、まさに相模総合補給廠での爆発事故に関連したものではないかと推測しましたが、この爆発事故について、政府が米軍に対してしっかりとした対応を求める必要があると思います。

さらに、地元自治体が調査に入ったということではありますが、あくまでも米軍側の裁量で行われたものです。このような事故は住民に多大な影響を及ぼすものですので、事故原因の究明や再発防止のためには、米軍の裁量ではなく、日本側が主体的に調査・検証ができるように地位協定の改定が必要です。

そこで相模総合補給廠の爆発事故のその後の状況について知事はどのように認識しておられるのか見識を伺います。あわせて地位協定の改定について相模総合補給廠の爆発事故後のこのような状況を受けて、さらに取り組みを強化することについてどのようにお考えか、見解を伺います。

黒岩知事：相模総合補給廠の事故を踏まえた日米地位協定の改定についてです。相模総合補給廠の火災に関する昨年 12 月の国の報告では、最終的な原因が特定されておらず、更なる調査や再発防止策を含めた報告が必要であると考えます。またこの事故においては倉庫の保管物資が不明であったことや自治体職員の立ち入りが米側の裁量に委ねられていることなど、基地の安全確保について日米地位協定上の課題が明らかになりました。県としては最終的な報告を求めるとともに、相模総合補給廠の事故で明らかになった点を含め、日米地位協定の課題の解決に向けて、渉外知事会を通じた取り組みを進めてまいります。

加藤議員：次に、軍属の範囲の明確化についてです。

今年 4 月に沖縄県で女性殺害事件が発生しました。今だに絶えることのない米軍関係者による事件に多くの批判が集まっています。その批判を受けて政府は、米国との交渉で軍属の範囲を明確化し、縮小する方向性を 7 月に発表しました。しかし、私たちは日米地位協定に基づくこの軍属の地位というものがこれほどあいまいなまま米軍の裁量で決められるような状況でいいのかと強く感じています。

今回の合意では、4 つの基準が示されましたが、具体的な作業や手続きなどは今後数か月かけて検討を進めるとのことで、詳細については今後の検討次第となっています。一方で軍属の範囲の明確化としても軍属の特徴的な扱いが変わるわけではないことから本来このような扱いを改めることを政府及び米軍に

求める必要があると考えます。

そこで、今回の合意内容や軍属の人数の把握や公表、具体的な手続き、今後のスケジュールなど、軍属の範囲の明確化に係る状況について知事の見解を伺います。

あわせて軍属の範囲の明確化をしたとしても、軍人・軍属の特権的な扱いが変わるわけではありませんので、このような特権的な扱いを改めるよう政府と米軍に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：軍属の範囲の明確化についてです。沖縄県で発生した事件に関連し、日米両国政府が軍属の範囲の見直しについて合意したことは一定の前進と受け止めています。我が国に駐留する米軍人、軍属等の地位や権利などは、日米地位協定で定められています。この日米地位協定には様々な課題があるため、引き続き私が会長を務める渉外知事会を通じ、改定に向けた取り組みを進めてまいります。

加藤議員：それでは、最後に要望を言わせていただきます。

障がい者の福祉施設の大切な役割として、利用者の利益の保護、まず最優先されるということが大切だと思っています。そして同時に利用者の命と安全、それを守ることも施設の役割です。ただ今の県警の答弁ですと、先日お聞きした共同会さんとのお話、危機感の共有がはっきりしないというのが感想でございます。夜間に犯行を行う、また、結束バンドで職員の指を縛る、そのような具体的な内容が伝えられたのか、またなぜ手紙そのものが見せられなかったのか、疑問が残る所でございますが、今後も検証を十分していただき、県警本部としてその結果を広く知らせ、今後の県民の安全安心に活かしていただければと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。